

納税者各位

固定資産税超過課税の継続について

歳末の候、皆さまにおかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃は町政の推進にあたり、ご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、当町ではこの度、12月議会において平成31年度から35年度の5年間については、固定資産税超過課税の現行税率1.58%での継続、また、超過課税は当分の間実施することとし、5年毎に施行状況を検討したうえで、所要の措置を講ずるという町税条例の一部改正案について、原案のとおり議決されました。

当町は日本有数の観光地であるために税金は多いものの観光に関わる支出が多く、長引く地価下落等の影響によって歳入が大幅に減少したことから、平成15年度を財政再建元年と位置付けて以降、「入りを量って出づるを制する」という考え方により、行政改革・財政改革に取り組むとともに財政調整基金の取り崩しや臨時財政対策債、退職手当債の発行など、やり繰りをしながら行財政運営を行ってきました。

しかしながら、その後も右肩下がりで町税の減収が続くなか、財政状況がより一層厳しくなったため、平成28年度から固定資産税超過課税の実施を決断したものであります。

それから3年目となり、この間、改めてゼロベースで様々な検討を行ってきましたが、固定資産税を中心とする財政構造は大きく変革することは考えられないなかで、今後、本格化する人口減少・高齢化や公共施設の更新問題への対応、観光客受入環境の充実など、当町の将来を左右する行政課題に適切に対応していくためには、今後は、「出づるを量って入りを制する」という考え方への転換が必要であり、それを踏まえ、今回は中期だけではなく長期を見据えた検討を行ってきたものであります。

これは、ひとえに住民福祉の向上という目標に向けて、町民や事業者の皆さまが安心して日々を過ごし、働ける町、観光客の皆さまにはさらに箱根を楽しみ、来て良かったと言ってもらえる観光地とするために、どのような行財政運営を行っていく必要があるか、その実施にはどの程度のご負担が必要なのか、将来を見据えて考える必要があるとの認識によるものであり、これから日本全体が大きな転換期を迎えるなか、当町の行政を担う我々の責務であると考えております。

何卒、事情をご賢察の上、特別のご配慮をもってご理解を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年12月

箱根町長

山口昇士